

会議録要旨

会 議 名	第 18 回恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会
日時・場所	平成 24 年 10 月 31 日（水）市民会館 第 1 会議室
会議参加者	委員長 横山純一 副委員長 小山忠弘 委員 泉谷 清 鎌倉洲夫 雪下 章 相坂正一 松尾重喜 高橋 修 山口裕美 田中亜希子 石垣周一 菅原宏輔 藤本恵美子 高橋英志 事務局 桑山課長 広中主査 佐々木主査 大林主任 傍聴者 1 名

開会（横山委員長）	
<p>それでは第 18 回の市民委員会を開会いたします。前回は、公募委員の出席者が少なかったため、中間フォーラムなどを振り返っての意見交換のみを行ないました。はじめに、そのことについて事務局から報告をお願いします。</p>	
事務局	<p>前回の意見交換の一つに、中間フォーラムや議会議員意見交換会でいただいた意見についてどう取り扱うかということがありました。結論を出すことはいたしませんでしたが、いただいた意見を項目出しにして、採用・不採用というような検証をするのは現実的には難しいと考えておりますので、前回出された意見のとおり、市民委員の皆さんが、いただいた意見を踏まえて素案づくりに携わっていただきたいというように思います。ほかに、フォーラムなどの進行方法についていただいた意見については、この後開催予定の地区説明会などに取り入れるよう努力したいと事務局では考えております。細かくは、現在テープ起こしをしておりますので、出来上がり次第委員の皆さんに提供させていただきます。</p>
委員長	<p>詳細はこの後出される会議録でご確認いただきたいと思います。ワークショップやフォーラムで出された意見については、皆さんがご発言する意見に反映させていただければ良いと思います。これまでもそうされてきたと思いますので、これからもそのようにお願いいたします。</p> <p>それでは、本日は E 部会からの報告です。事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは E 部会で話し合った内容を一通り説明をさせていただきます。</p> <p>「市政運営の原則・基本」の項目については、大きいテーマなので行政運営ではなく総則で規定した方が良いということで、F 部会で検討していただくことになりました。</p> <p>「総合計画」については、地方自治法の改正によって、基本構想の議決が法定義務ではなくなったため、まずはその取扱いについてどういう方針でいくか庁内で意見調整を行ないました。その結果、従前と取扱いを変える必要がないということから、基本構想を議決事件とするため、基本条例で規定するということになり、その方針に沿って規定案が作られています。なお、この案に対しては、総合計画を作るということは規定されているもの、適切な進行管理や途中経過も含めての公表、他の計画との整合性の保持など、内容についても踏み込んでいくべきではないかという意見を委員長からいただいております。意見をいただいて、事務局としてもそういう規定はあって然るべきと思いましたので、委員の皆さんで議論していただければと思います。</p> <p>「行政評価」については、現在実施している行政評価は、行政改革推進計画に基づいて行なわれておりますが、計画は執行機関限りで作るものなので、条例で規定することによって行政評価を義務化するという効果があります。</p> <p>「財政運営」については、多くの自治体が財政の健全運営、財源の効果的運用、透明性の確保</p>

についてセットで規定していて、それ以外に規定すべきものはあるかという観点で意見交換を行ないました。その結果、財源の配分である予算の執行などについて注文を付けたいことは沢山あるが、条例の中で規定していくということでは、他市と同じ項目で書くということになるだろうということで3項が考えられております。部会の中での意見で、透明性という言葉はよく使うが、透明性の向上というのは現実的にはどういうものだろうかという意見がありました。

「組織運営」については、他市の例で複数見受けられた「分かりやすい市役所組織」というのはどういうことなのか議論していただきました。その結果、分かりやすい組織ではなく、利用しやすい組織なのではないかということになりました。この場合、総合案内や職員対応など運用が大事になることから、分かりやすい組織編成ではなく、機能的な組織編成という視点で規定案が作られています。

「職員の育成」については、多くの自治体では市長の責務として規定してあるところ、組織力の向上のために職員の能力を向上させるという視点で、組織として職員を育成するという観点で考えられています。特に第2項については、市の管理職員に対する義務を規定したということで、他の自治体にはない内容になっています。

「行政手続」については、恵庭市には、恵庭市行政手続条例があって、届出や行政処分について規律しています。基本条例は総合条例で、かつ、行政手続も行政運営の基本的事項であることから、情報公開や個人情報保護と同じように、行政手続に関する一般的事項を規定しています。

「出資団対等」については、第1項では財政関与団体に対する状況の公表義務を、第2項ではそれに指定管理者を加えて、市に関連する業務に対して市が指導・助言をすることを規定しています。

「安全で安心なまちづくり」と「危機管理」については、当初は同じ条の第1項と第2項として規定案を作っていましたが、部会で検討していく中で、防犯や交通安全と防災とは趣が異なる事項ということで、条を分けることになりました。

「安全で安心なまちづくり」については、恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例が制定されていますので、その条例の制定目的である目的規定を要約してあります。

「危機管理」については、最初に防災については、地域防災計画や水防計画や樽前山の火山噴火に関する防災計画などの個別の計画があって、さらに他国からの武力攻撃を想定した国民保護計画があります。そのような想定される危機に対して、基本条例の中では危機管理体制を整備するというように規定するというように規定案が考えられています。

「国、北海道及び他の市町村との連携」については、2項建てになっています。行政運営の章とは別に章を建てて規定することとしました。第1項は国と北海道との連携についてで、道路を例にすると、恵庭市内には国道も道道も市道もあって、国も道も市も恵庭市内でまちづくりを行っています。そういう観点で、相互に協力して連携してまちづくりを進めることについて規定しています。第2項は、恵庭市内には行政権限のない他の市町村について、共通する課題の解決に向けて連携と協力の関係を構築することを規定しています。

以上が行政運営に関する部会意見の概要です。そのほかに、全体文案が出たときに、見出しの調整や結びの語の使い方についてバランスを取ってほしいという部会意見がありました。

委員長 ありがとうございます。最後に出された部会意見については、最後の2回の市民委員会で調整をする予定になっておりますので、部会意見のとおり進めていくこととなります。

行政運営の項目は相当ボリュームがあります。また、事務局からの報告を聞いてもお分かりでしょうが、論点が多くあります。はじめに、部会で規定案を作った項目以外に規定すべき項目がないかについてご意見をいただきたいと思います。次に、個別の規定案についてご意見をいただきたいというように思います。

「総合計画」については、進行管理、広く計画を周知すること、他の計画との連動を図るとい

<p>うことを盛り込むべきではないかということが論点になると思います。</p> <p>「財政運営」の項目では、透明性を確保するという表現についてどうなのかということについて議論していただきたいと思います。</p> <p>「組織運営」については、利用しやすい組織ということについてどう表現して文章化するかということがあります。</p> <p>「職員の育成」については、各市の条例を見てみると、市長の責務に書いてあることがほとんどですので、市長の責務との整合性について考えることや、あえて行政運営に入れる必要があるかということを考えていただきたいと思います。入れるという場合にあっては、任用についてまで書くかということも考えてみてはどうでしょうか。</p> <p>「出資団対等」については、指定管理者をどうするかということについて考えていただくことになると思います。</p> <p>「安全で安心なまちづくり」と「危機管理」については、分けて書くという案ですが、防犯と防災については大きく異なるという観点のようですが、分ける必要についてはどうかということが論点になると思います。</p> <p>はじめに、この規定案の項目以外に加えた方が良いと思う項目についてご意見を伺いたいと思います。また、部会の中で検討した結果、規定するのを見送ったという項目があれば紹介していただきたいと思います。</p>
<p>事務局 見送った項目ですが、監査について規定すべきかという検討を行なって、規定することを止めました。外部監査の検討のようなことを規定している市がありますが、検討を規定するのはどうかと考えました。というのも、検討をして時期尚早であるとか、見送るという結論が出た後に、検討することを規定している条例との関係が難しくなるからで、検討することを規定するのは馴染まないということになりました。また、監査については、自治法の規定に基づいて行っており、その権限を超えてまで何かをすることができないということや、ちゃんとやれということや、すべての執行機関に書くのかということを考えて、監査については規定を見送りました。</p>
<p>委員長 恵庭市は中核市ではありませんので、外部監査の義務はありません。義務付けがない中で条例に規定するのはどうかということで外したという趣旨だと思います。</p>
<p>○ よろしいでしょうか。恵庭市では、監査委員が2名いることはホームページで分かりました。そこで、その監査委員が行なう監査というのは、財政監査ですか。行政監査を含む行財政監査でしょうか。</p>
<p>事務局 ちょうど先週政策調整課が定期監査を受けました。その監査はいわゆる行政監査というもので、所掌事務や組織体制など執務一般についての監査でした。そのほかに決算監査を受けます</p>
<p>委員長 監査については入れなくても良いでしょうか。</p> <p>ご意見がなければ部会検討のとおり入れないことにします。</p> <p>そのほかに、パブリックコメントについてはどうでしょうか。</p>
<p>○ パブリックコメントについては話題にしましたが、規定するという結論にはいたりませんでした。議論の中身までははっきり覚えていませんが、規定すべきということにはなりませんでした。</p>
<p>○ 情報公開の裏返しとして何か意見公募のような規定はなかったでしょうか。</p>

委員長 情報共有の一環としてという考えですね。しかし、パブリックコメントは具体的な制度であるため、行政運営の中に規定することが馴染む事項です。条例に盛り込まなくても制度として実施していけば良いのですが、条例に規定することによる意味は大きく出てきます。

○ 今までのパブリックコメントの運用を見てみると、意見が二極化しています。賛成する人と反対する人。その結果、行政の都合の良い方向で結論付けてしまう。反対意見について採用するような取扱いにはありません。パブリックコメントの実際を見てみると、制度としては良いにしても運用が悩ましいという状況にあります。部会でもそういう話はしました。

委員長 パブリックコメント以外にもいろんな仕組みがあると思います。

○ 恵庭市にはいろんな審議会がありますね。活発に活動されているところもそうでないところもあります。細かい話かもしれませんが、審議会の活性化ということを書き加えることはどうでしょうか。

委員長 行政運営を考えると、必ず市民意見の反映ということが言われます。他市でも、市民の意見を聞くということと、その意見反映の結果の公表などを規定しています。直接パブリックコメントについて書いてある市もあります。制度として存在しておりますので、基本条例の中に書くということは馴染むと思います。

○ 恵庭市のパブリックコメント制度は、何で位置づけられていますか。

事務局 実施要綱です。

○ ということは、内部の規程ですね。パブリックコメントの要件はどういうものでしょうか。文書で意見公募の対象を示して文書で意見をもらうという認識で良いですか。口頭での意見は取り扱ってもらえないのでしょうか。

最低の要件としては、文書で市として考えていることを出します。それに対して皆さんからの意見を文書でください。いただいたら、それに対して市としての考えを示しますということでしょうか。

委員長 意見を提出した人に対しては答えを返すのですか。

事務局 個別には返していないはずですが、いただいた意見とその取扱いについて公表しています。

○ こういう条例もそうなんですが、出来上がったものに対しての意見ということはやっていますが、そもそもこういう条例を作ることに賛成か反対かというような意見公募はしていません。そもそも反対という意見が出されたとしても、それについては応えることができない状況です。

委員長 そうですね、パブリックコメント制度はそういうもので、重要な計画や条例の制定や改廃に当たって、意見を聞くという趣旨です。

○ 意見としては、まちづくり基本条例を作るべきでないというような意見が出てきても良いんでしょうね。パブリックコメント制度というのは、どういうところの意見をくださいというもので

はなくて、ただ単に今こういうことをやろうとしています。皆さん方どうですかというものですから、0から100までどんな意見が出てきても良いんだと思います。

委員長 パブリックコメント制度は、一般にはできたものに対する意見というのが前提になっています。案として出来上がったものに対する修正などの意見をいただくというものです。

また、パブリックコメントだけにこだわらず、広く意見を聞くということを規定することも考えて良いかもしれませんね。

○ 先ほどパブリックコメント制度の実際の状況についての意見がありましたが、運用ではなかなか難しいところもあるようですね。パブリックコメントではありませんが、市民の広場が開催されていますね。私はあいにく参加できませんでしたが、行った人に聞いたところ、苦情や陳情ばかりで、しまいには職員を叱りつけるようなことをしたりという状況だということ。市としては、政策提言やいろんな議論をざっくばらんにしたいのだと思いますが、そんな状況のため、市の部長さん達も警戒してしまい、想定問答を作ってそれを読み上げるような対応になってしまっていると聞いています。運用が難しいという点では同じかもしれませんね。しかし、当初の目的が果たせないから止めていいという訳ではなく、我々も市民の立場から建設的な意見交換ができるように変えていかなければなりませんし、そういうことから基本条例の中に市民の意見を聞くことについては書く必要があるのではないかと思います。

委員長 条例制定から5年が経過し、昨年条例の見直し作業を行なった市の例ですが、条文を見直すというのではなく、基本条例ができたことによってまちづくりがどのように進んだか、まちづくりの問題点と基本条例の関連についての検証を行ないました。そこでは、基本条例にパブリックコメントについての規定があるため、運用について検証をしたところ、制度が形骸化しているのではないかという議論になりました。ホームページにアクセスできない人はどうするか。資料を市の公共施設に置いて利用し易さという点ではどうかなどの議論をしました。パブリックコメント制度とするのか意見公募制度として書くのかどちらが良いかは何とも言えませんが、条例に規定することによって、後々必ず見直しや検証の対象となることから、規定しておいた方が良いというように考えられます。ただ、道内の自治体を見ても、基本条例を作った後に見直しや検証を行なっているところは非常に少ないようです。基本条例の制定は、まちづくりのスタートになるのですが、作ったことがゴールのようになってしまっていることが問題です。

○ パブリックコメントというのは、最初に作る段階だけに意見をいただく制度でしょうか。作ったものに対して途中で意見をもらうということはないのでしょうか。

委員長 そうですね、パブリックコメント制度は、作る過程、それも最終段階に意見をもらう制度ということになるでしょうね。

○ 先ほど恵庭には各種審議会が多くあるという話がありましたが、所管する市役所の担当部署が本気で市民の意見を聴くために設置した審議会であるのか、行政の一つの逃げ道として審議会を設置しているのかということがあります。私が関わったものはほとんどが後者であったと感じていますが、審議会の委員が市民を代表しているという意識を持って議論をしているかということもあると思います。先ほどは審議会の活性化というお話でしたが、そういう観点から市民の意見を聴くということに関連して書くことができるのかどうか皆さんの意見も聴いてみたいと思っています。形骸化した審議会もないことはないと思いますがどうでしょう。

○ 形骸化というお話が出ましたが、5～6年前に市役所の総務課に話を聞いたときに、「中には形骸化した審議会もある」と言われました。平成19年に附属機関に関する取扱要綱の改正も行なわれておりますが、審議会等の活性化ということまではなかなかいかないようです。それは、決定機関ではなく諮問機関であることが要因の一つだと思います。市長からの諮問があってはじめてその内容について議論するのですから、意見があっても諮問されない限りは議論できないという状況にあります。

委員長 勿論非常にうまくいっている審議会もあるでしょうし、中には形骸化しているものもあるでしょう。また、行政が審議会に臨む姿勢によっても大きく影響するのだと思います。

○ パブリックコメントは、出された意見をA～Dに区分していました。誰が評価しているのかは分かりませんが、区分をすることが問題であるというコメントが行政改革審議会の中でありました。

委員長 行政として審議会を積極的に活用するという姿勢は良いのですが、そのときに形骸化させないような運営が大事でしょうし、ましてや審議会を利用しようとするようなことではいけません。政治利用などはあってはなりません。審議会を活用することは大変良いのですが、利用するようではいけません。

○ 活用の仕方がエスケープ機能として活用している場合はよくありませんね。

○ 私も一つ審議会の委員をやっていますが、提案をしてもなかなか積極的にやってくれないという印象があります。もう一つ、組織改編することによって歪が生じることがあります。多くの部署に関わる事項などで、調整がつかないことがあります。審議会に出した意見について、形にして返してくれないと、何のために意見をまとめたんだろうとなります。パブリックコメントに関して以前も紹介しましたが、私はパブリックコメントの締め切りの日に意見を提出したのですが、翌日には市長に提言書が出されていて、提出意見については検討すらされていなかったということがありました。こういったことから以後パブリックコメントを提出するのは止めました。先ほど、出来上がる前に意見をもらうのはどうかというお話をされていましたが、できるのであれば有効だと思います。

委員長 この基本条例については、素案ができてからパブリックコメントにかけることになっていますが、そのほかに地区説明会も開催します。地区説明会などでは、形が出来上がっていないと意見を出すこともできないと思います。パブリックコメントも同じで、形として出来上がっていないと意見は出ないと思うのです。

○ 市民の広場についてですが、市民の広場は地域別に枠組みが出来上がっていて、自分のまちをこうしようという提案ができれば良いのですが、地域によっては文句ばかりを言う所があります。もう少し積極的に自分のまちをこうしようと提案すれば良いのですが、職員にお前ら能力ないんじゃないかなどと平気で言うような人がいるので、建設的な議論の場になっていません。

事務局 市民の広場は、町内会から出された意見やその回答もすべて庁内に流されていますし、職員も参加しやすいように担当課では努力していると思います。

○ 市民の広場が成熟していないのは、何のために市民の広場をするのが整理されていないから

だと考えられます。日常生活において問題点や困ったことはありませんか、ということで開催すると、当然市に対する要望や意見が出てくることとなります。なので、特定のこのことについて皆さんと協議がしたいということで開催すると、意見交換を進める中で市に対して意見や要望を言うだけでなく、自分たちに何ができるか、地域で何ができるかというように考えるようになり、その結果、恵庭の市民というのは自立した市民になるのだと思います。回数を重ねる中で工夫して開催方法を考えていけば良いと思います。

- 私は今後良くなっていくと思っています。市民の広場は、今年が2年目です。白老のように、町内の人の意見を町内会で検討してから市に提出するというのをすることも大事ではないでしょうか。ただ取りまとめるだけでなく、町内会でもむのです。そうして市と町内会が一緒になってまちづくりを進めていけるんだと思うのです。

委員長 基本条例にパブリックコメントや意見公募制度を入れた方が良いと意見したのは、形骸化しているから入れないということではなくて、入れることによって条例とまちづくりを連動させようとするときに議論がし易いからです。パブリックコメントはやっていますし、先ほどから話題になっている市民の広場も開催されています。また、地区説明会もやるのでしょから、基本条例の中に意見公募ですとか、市民意見の反映制度などについて1項目入れておけば良いと思うのです。そうすれば、今現在は形骸化している制度であっても、議論の対象になって改善されていくことが期待できます。

- 私も入れた方が良いと思います。そのときに、審議会の活性化についても加えた方が良いと思います。また、市民の広場もそうですが、市民が意見表明を行なうときには、建設的な意見を出そうとする姿勢で臨むというような、市民に対して求めることも加えてはどうかというように思います。

委員長 函館市では、附属機関等という見出しで1条設けております。

- 函館市の規定を見てもみると、審議会などの附属機関の構成や運用について書いてありますが、もう少し審議会の中身というか、審議が実質プラスになるようなことについて書くことが意見公募制度との並びで必要になるのではないのでしょうか。

委員長 そうですね。しかし、どういう文章で構成すれば良いのでしょうか。

- 今は具体案はありませんが、審議会が形骸化しないで本来の目的を全うして機能できるようにということが主旨です。

委員長 機能の強化や充実といったイメージでしょうか。

- もうひとつ、パブリックコメントについて書く場合、パブリックコメントを求める案件については、重要な計画や条例というように限定的に対象にしていますが、対象を限定するような書き方で良いのかは考えた方がよいと思います。

委員長 どうなのでしょう。恵庭市では対象は限定的なのではないのでしょうか。すべてパブコメにかけているのではないのでしょうか。

事務局 要綱においては、パブリックコメントを取らなければならないものを例示してあって、全てのものをパブコメにかけるといことにはなっていません。例えば、条例の新規制定の場合でも、住民生活に直接関係するものについては対象ですが、そうでないものについてはかけないと思います。全部が全部パブコメに出しているという訳ではないと思います。

委員長 私は、パブコメだけに限定するよりも、市民意見公募制度などのもう少し広げた方が良いと思います。

○ 私も個別の制度にターゲットを絞らない方が良いと思います。

○ 私もパブリックコメント制度の現状のイメージが強すぎるので、パブコメに限定せずに広く規定した方が良いと思います。

委員長 市民の意見を反映するための制度又は市民意見公募制度ということはどうでしょうか。

○ そうですね、広げた方が良いと思います。

○ これを条例に入れるということにしたのですか。

委員長 そうですね、確認したいと思います。市民意見公募制度については条例に入れることによろしいですか。

一同賛同

委員長 また、附属機関等についても機能強化などを主旨に、条例に加えることによろしいですか。

一同賛同

委員長 それでは案を事務局で作って、市民委員会で検討したいと思います。

○ 附属機関については2項建てで構成してはどうでしょうか。1項目には公募委員や男女の比率など組織について書いて、2項目で機能強化などあり方や運用を書くというのが良いように思います。両方を一緒に書くのは馴染まないかもしれません。

委員長 それでは個別の内容に進んでいきたいと思います。初めに総合計画についてですが、私から事務局に、進行管理や広く公表することや他の計画との連動など具体的なことを盛り込むべきではないかという意見を伝えてあります。恵庭市は違うかもしれませんが、市の総合計画というのは、財政計画と連動していないことが往々にしてあります。各部署から集めた計画を取りまとめただけで財政の裏づけがないため、結果的に実現性の乏しい絵に書いた餅になってしまうということになってしまい、そのことを作っている側も分かっているという実態もあります。ただ現在は、道内では雄武町などがそうですが、財政と連動させて非常に現実性のある総合計画を作る動きが進んできています。財政計画と特定するのか他の諸計画のように表現するのかということはありませんが、そういうことを規定した方が良いと思います。

○ 私はE部会員でしたが、第2項と第3項をまとめて、第3項に今委員長がおっしゃられたこと

を入れるということで良いと思います。基本構想は議会の議決を経なければならないということですが、それを具体化する計画まで議決を得た方が良いと思います。

委員長 基本構想の策定義務に併せて、議決事件とすることは必要と考えて良いでしょう。自治法の規定が削られたため、条例でこれを規定するという事は非常に意味のあることです。今の項をまとめるというご意見は一つの考え方だと思いますが、進行管理や財政計画との連動などを盛り込むということについてはいかがでしょうか。

○ 総合計画に関連する計画というのはいくつくらいありましたか。

事務局 総合計画そのものが、基本構想と基本計画と実施計画で構成されています。

委員長 実施計画は3年ごとの見直しでしたね。

○ すると、基本構想10年、基本計画5年、実施計画3年というスパンですね。

○ 計画は往々にして作りっぱなしになってしまうので、進行管理については、市自身でチェックするという事と、市民の方にお知らせするという事は必要だと思います。実際に報告などを書くというときは、基本構想のような抽象的なレベルに対して書くことはできますか。実施計画については具体的に書けるとは思いますが、基本構想に関しての報告となると単なる作文になってしまうように思います。

○ そうですね。どうとでも書けるという感じもします。

○ 基本構想の方向に進んでますという程度しか書けないでしょうね。

事務局 現在も実施計画ベースでは、決算書に主要な施策の成果報告としてまとめて総合計画に関する報告を行なっていて、今後も引き続き行なうのでしょうから、条例に書くことには問題がないというかむしろ自然だと思います。

委員長 そうすると、恵庭の総合計画はかなり実質的な計画になっていると言って良いですか。

事務局 予算要求をする場合でも総合計画に基づく事業であるかどうかは重要な要素で、個別の計画は項目ごとに細分されて紐付けされていることから、決算で報告することができるということです。

○ 実際に財政計画と連動していますので、条例に盛り込んでも良いと思います。

委員長 実際に恵庭市がそういう姿勢でやっているのであれば、条例に入れた方が良いと思います。今後、自治体の総合計画は現実性を持たせる意味からもそういう方向に向かうと思います。ということで進行管理と併せて入れるということにしたいと思います。

○ 他の計画とするのか財政計画とするのかについてはどうですか。

委員長 どうでしょうか。

事務局 参考までに、財政運営の条では、総合計画との整合性について書いてあります。

委員長 総合計画の方で財政計画との整合性と書くのと、財政計画の方で総合計画との整合性を書くのとどちらが効果的でしょうか。

○ 総合計画の方に書くことが大事でしょう。

○ 総合計画の構成要素は、基本構想と基本計画と実施計画だという説明がありましたね。私の総合計画の捉え方は、中長期の財政計画に基づいたものだと思っていました。実際は、単年度又は2～3年度ごとの計画に基づいて担当課と財政サイドとが予算折衝をするのですが、総合計画の実行性という観点からは、総合計画の方に財政との連動を書くのが筋というように私は思います。

委員長 そうですね、総合計画が財政計画と連動することが大事ですね。それが総合計画を現実的な計画にすることに繋がります。

○ 総合計画には、資金のスキームというかフレームのようなものは付いてないのですか。例えば、この計画を5カ年で実施するとしたらいくらかかるというものは書かれていますか。将来人口などの想定はしているようですが、資金についてはどうでしょうか。

事務局 個別の事業で分かっているものはあると思いますが、すべての事業について事業費の整理がされているというわけではないと思います。

委員長 総合計画には載せたけど、財政の都合でできないというような事業は結構ありますか。

事務局 実施困難な事業を総合計画に載せるということはあまりないと思いますので、そんなにあるものではないと思います。ただ、大型事業については、例えば大規模開発ですとかごみ焼却場などの大型施設の建設などは、景気動向による税収の状況などの影響も含めて、延期や中止といった判断に至ることはあるかと思います。

○ 事業費と言っても、人件費は含まれておらず、モノというか支払う費用だけとなっています。人件費などを含めると本当の事業費になると思います。

○ 各担当部署からの予算要求を査定するのは財政課ですね。各担当課では所掌事務の範囲で予算を考えるのですが、全体を掌握しているのは財政課ですね。

事務局 予算編成は財政課が行ないますが、政策的予算については、企画・広報課でランク付けを行っています。

○ 総合計画を作るときの手順ですが、想像するに、実際には各部局ごとの個別計画を実施計画に載せて、それをまとめたものを基本計画とし、それを眺めて基本構想を作るといった逆の順序で作るんじゃないかなと思うのですが、実際にはどうでしょうか。

○ 私もそうなんだろうと思います。基本構想を作ってそれから段々詳しくなっていくというものではないのかもしれませんが。

○ 先ほどの議論に戻ると、総合計画の基本計画や実施計画と財政のリンクということを見ると、どちらに書くかということでは、総合計画の方に書くということになると思います。

委員長 その方が総合計画の重みも出ますね。

○ 財政計画その他の計画というように例示のイメージで財政計画を出して総合計画の方に書くということで良いと思います。

○ その他の計画というのは違うのではないですか。個別の計画というのはすべて基本計画や実施計画に基づいて動いているのではないですか。

委員長 すべてがすべてという訳ではないと思います。

○ すべてでなくても総合計画が向いている方向と違う方向に進む計画はないんじゃないですか。違いますか。それであればすべて総合計画に基づいていて、後考えるのは財政のことということなんではないですか。

○ 例えば、学校教育基本計画というのがありますが、それは総合計画と同じ方向を向いています。反対は向いていない。

○ 個別の計画はいっぱいありますが、個別の計画を総合計画に列記するわけではなくて、個別の計画でやろうとしていることを総合計画に載せていくということでしょう。

○ それなら総合計画とは言わないんじゃないですか。教育は教育で計画を作ってやる、福祉は福祉で計画を作ってやるのであれば、総合計画とは言わないんじゃないですか。

委員長 そういう個別の計画をベースにして総合計画があるのですが、イメージが難しいでしょうか。

○ そういった個別の計画を総合計画に詰め込めないのが、大きな方針を総合計画に載せるというイメージです。

○ 教育長が教育行政報告や教育行政執行方針を話しますが、総合計画との関連はどうなっているのでしょうか。市長とは別に演説をするところを見ると、どうなのかと考えてしまいます。

○ 教育は、独立した行政委員会ですので、市長からは独立して中立性を持ってやっているということで、総合計画の話とは別の話です。

○ 恵庭市の総合計画からも独立しているということではないですよ。

委員長 そういうことはありません。組織が市長から独立しているということですが、総合計画から独立して勝手に計画を作るということにはなりません。

○ 私のイメージはそういう計画も全部含めて総合計画というものなんですが、違うのですか。

事務局 今、総合計画の冊子を持って参りますので、ご覧いただいてイメージを確認していただき

<p>いと思います。</p>
<p>○ 総合計画というのは、「すべてを総合した計画」という意味ではなくて「総合計画」という名称のモノがあるということですよ。</p>
<p>委員長 そういうことですね。まちづくりの中心になる計画です。市町村によって財政との連動についてはまちまちで、総合計画の事業ごとに完全に枠で配分しているまちもあります。その場合、総合計画に載っていない事業は一切認めないことになります。</p>
<p>事務局 前期基本計画と基本構想の冊子、後期基本構想、第3次実施計画の冊子をお持ちしましたので、順にご覧いただいて書きぶりを確認してください。</p>
<p>○ 総合計画には市の計画の全部が入っているのではないのですか。</p>
<p>事務局 全ての計画が総合計画に載っているというものではありません。載っている場合でも個別の計画の中身までは入っていません。</p>
<p>委員長 それでは、総合計画にも財政運営にも両方書いても問題はありますが、総合計画という市の最高の計画について、財政との連動を求めることを書くということについてはよろしいですね。それと進行管理について書くということでまとめたいと思います。</p> <p>次の行政評価についてはどうでしょうか。これは、行政評価について条例に書いておくと必ずやることになりますので、盛り込むということが必要になるということです。</p>
<p>○ 行政評価という用語についてはどうでしょうか。共通理解されている言葉ということで良いですか。</p>
<p>委員長 そうですね。もう一般的な言葉になっていると考えて良いでしょう。</p>
<p>○ 「行政運営に反映させる」という規定ですが、「反映して改善する」というところまで踏み込んで書けないのでしょうか。</p>
<p>事務局 部会での意見ですが、行政評価はPDCAサイクルの一環で実施するのですが、評価の結果大変良かったので引き続きこのままというものも当然あるはずで、その場合は改善ではなく継続ということになります。必ずしも全て改善が必要という訳ではないということでした。</p>
<p>○ 悪かった場合は、必ず改善させるというところまでは踏み込めないのでしょうか。</p>
<p>○ そういう点では、その他の部会意見で出したとおり、見出しの問題にも繋がりますが、大きくは結びの言葉の使い方の整理でまとめられるかと思います。</p>
<p>委員長 今のご意見は、行政評価の結果、非常に優れているという場合は反映させるということで良いが、悪かったという場合は反映させるという言葉遣いで良いのかということではないでしょうか。それは改善ではないかということですね。</p>
<p>○ 現実には改善できないものもあると思いますので、規定ぶりは難しいと思います。</p>

委員長	その場合でも、「改善に努める」又は「努めなければならない」という表現までは踏み込める かもしれませんね。実際には、評価の結果について、どうしようもないということもあるんでし ょうね。
事務局	実際の事例については把握しておりませんのでご紹介できませんが、例えば、改善するた めに多額の費用を要する場合ですとか、窓口スペースが狭いので広げる必要があるという評価でも 物理的に困難である場合などは想定されます。
委員長	勿論そういった事例はあるでしょうね。しかし、だからといって何もしないというのでは なく、「改善に努める」必要はあるのでしょから、そういう規定をすることは考えられますね。
○	部会議論においての言葉のイメージでは、「反映」というのは、ほわんとしたイメージで、改善 のように強く意思を示すようなものではなく、良いものも悪いものも何となく良い方向に向かわ せるというようなイメージで用いていました。ニュアンスとしては、評価について何かしら受け 止めるというようなイメージです。
○	そういうニュアンスということであればイメージできます。
委員長	改善することも含まれているということですね。
○	止めることも、改善することも、推進することも含めて、評価に対して反応することを総称し て「反映」としています。
委員長	分かりました。それでは財政運営に進みたいと思います。ここでの論点で「透明性」という 言葉についてはどうだろうということでしたが、どういう議論がされたのでしょうか。
○	私が言ったのですが、比喩的な言い方として透明という言葉を使っていて、実際に何をすれば 良いか、どういう状態になれば良いかということが分からないことです。やるべきことを具体的 に規定した方が良いのではないかという意見だったのですが、代案がなかったのでこのままを 部会案としたところです。
委員長	「財政運営の透明性を確保するよう努める」という部分を削っても良いかもしれませんね。 確かに透明性って何だと言われると何だか良く分からないということになりますね。
○	そうですが、反対になんともなくは分かります。
委員長	文体についてはまだ決まっていますが、分かり易く書くという場合は、できるだけ曖昧な 表現や言葉は用いない方が良いでしょう。
○	部会での議論では、いらぬものは削ろうという方針で臨んだのですが、今委員長がおっしゃ ったように、前段部分の具体的な規定がありますので、後段は削っても良いと思います。
委員長	どうですか。後段部分は削るということにしましょうか。 それでは次の組織運営にいきましょう。この論点は利用しやすい市役所組織ということとし たが、それを条例で組織運営としてどう表現するかということでしょうか。ワンストップサービ

<p>スはまだ導入していないのですね。すると、言葉は悪いですが、たらい回しになるということですね。</p>
<p>事務局 利用者が窓口を回らなければならない方式です。</p>
<p>委員長 ワンストップサービスをしている自治体はありますか。</p>
<p>事務局 道内ではあまりないと思います。道外では、割りと人口規模の大きい自治体で導入しているところがあります。私たちも今調べている最中なのですが、恵庭と同じような規模の九州にある市で実施しているのを参考にしています。ただ、そこはちょうど庁舎の建替えがあって、それに合わせて導入しています。</p>
<p>委員長 総合相談窓口のようなイメージでしょうか。</p>
<p>事務局 来庁者が恵庭でいうところの市民課の窓口に来れば、子どもに関する手続などすべてがそこだけで終わるというものです。ただ、相談したいことがあると、その担当課に行かなければなりません。</p> <p>手続については、1回座ればそこで全部終わるというイメージです。</p>
<p>委員長 相談についてはなかなか難しいですね。専門的なことが多いのでしょうから、総合相談と言っても簡単にはいきまんよね。</p>
<p>○ ワンストップサービスというのは、市民から見たら楽かもしれませんよね。その逆に市役所の職員がそこに行くということであれば非効率的で大変じゃないんでしょうか。</p>
<p>委員長 転入届などの手続に限ってみれば利用者にとって大変助かるサービスではないでしょうか。</p>
<p>○ 支所や出張所に行けばそこですべて手続が済んでしまいます。</p>
<p>委員長 その方が便利という場合があるんですね。</p>
<p>○ 私が恵庭に転入してきて手続に来たときに、最初に住民登録の窓口に行って、そこで次に行く窓口を書いた紙をもらった記憶があります。年金に行って、子どもの学校の手続に行ってというように書いてあって、私はそれで十分分かり易かったです。わざわざ市の職員にここまで来て手続を済ませたいとは思いませんでした。支所などの小さい所では、結果そういうことになるのですが、本庁舎のように来客も多いところでは、そのようにすることが果たして組織運営として効率的かは疑問です。</p>
<p>委員長 あらゆる所に行って手続をサポートすることを専任にしている職員はいるのでしょうか。</p>
<p>事務局 そういう職員はいません。</p>
<p>委員長 それでも、手続に行かなければならない窓口というのは近接させているのですね。1階から2階に行ってまた1階にというように回らなければならないということはないですね。</p>

事務局	市民が手続をする窓口は1階に配置してありますし、転入などで回らなければならない窓口も近接するよう配置してあります。
委員長	転入などの手続は行くところが決まっていますよね。ですから、窓口の配置も効率的になっていると思います。
事務局	窓口の配置もそうですが、手当てなど給付に関する手続などは、必ず窓口に出向くよう住民登録の担当者がきちんと説明するなど、職員の対応でも配慮をしています。
	○ そこで規定文案についてですが、我々が部会案として作ったですけれども、市民の立場は文言上は感じられないようになっています。
	○ 私は、利用しやすいという文言を規定文に入れるということも考えて良いと思います。第2項に入れても良いと思います。
委員長	文頭に「利用しやすい市役所組織を目指し」というように付けても良いかもしれません。「市民にとって利用しやすい市役所組織であるために」というような表現でも良いかもしれません。
事務局	市役所組織全体を見てみますと、市役所の組織というのは、市長の事務を分掌させた内部組織として組織されています。このため、市民が利用することばかりを前提に組織されてはいません。市民が利用する業務を担当する部署は1階に配置されています。部会の中で説明させていただいたのは、利用しやすいかどうかは組織運営であって、組織編成ではないのではないかということです。利用し易さを考えて組織を編成するのではなくて、組織は業務が効率的に遂行できるように編成するのではないかということで、市役所を利用しやすいようにするのは職員の親切丁寧な対応ですとか、総合案内ですとか、分かりやすい説明ですとか、そういうことではないのかと考えています。市民が利用しやすくするためには組織編成が非効率でも構わないかということにはならないのではないかと考えたところです。
委員長	なるほど。そうすると、そのことについては職員の責務に書くという必要が出てきますね。他市の例など参考になるような規定はあるでしょうか。
	○ 私は、函館市の規定ぶりがとても参考になるというか分かりやすいと思います。
	○ 函館市は、業務遂行ではなく組織編成について書いていますね。利用しやすいという言葉は分かりやすいと言えば分かりやすいですね。
委員長	すると、第1項の方に書くということになりますね。その場合は、「事務を執行するため」という表現が重たくなりますので、「市は、市民が利用し易く機能的な組織の編成に努める」という書きぶりになるでしょうか。
	ちょうど時間ですので、今日はここまでにしたいと思います。次回は行政運営の残りとF部会の報告に進みたいと思います。大変お疲れ様でした。